

日本に在住する外国人の子供に対する支援の研究 (II)) 就学に向けての支援

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-12-04 キーワード: 外国人の子供, 不就学問題, 就学状況調査, 就学支援, 浜松モデル 作成者: 鳥海, 順子 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/2000066 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



原著論文

日本に在住する外国人の子供に対する 支援の研究 (II) 就学に向けての支援

鳥海順子

大妻女子大学家政学部児童学科

A Study of Support for Foreign Children in Japan (II) School Attendance Support

Junko Toriumi

Key Words: 外国人の子供, 不就学問題, 就学状況調査, 就学支援, 浜松モデル

要旨

本報告では、外国人の子供の不就学の問題を明らかにするために、令和元年度と3年度の文部科学省の就学状況調査の比較検討を行い、さらに、不就学ゼロの実績を有する静岡県浜松市の外国人の子供の就学に向けての支援の概況から、外国人の子供に必要な支援について検討を行った。その結果、浜松市では就学に向けての支援を丁寧かつ継続的に実施し、外国人保護者の立場に立ち、それぞれの家庭の事情に寄り添ったきめ細やかな対応がなされていた。不就学の問題を解決するためには、徹底した不就学者の把握と、各家庭の不就学の理由を十分理解した上で、確実に就学につながるための保護者に対する丁寧な対応、支援が重要と考えられた。

1. はじめに

1.1 外国人の子供の支援に関する本研究の概要

近年、我が国に居住する外国人が増加傾向にあることを鑑み、本研究では、外国人の子供たちの支援の充実を目指して研究を行ってきた。外国人の子供たちが母国に対する誇りとアイデンティティを確立することができ、日本と母国をつなぐ人材として育てていくための支援はどうあるべきか。第1報では外国人の子供の実態と課題(鳥海, 2021)を、第2報では日本語指導の必要な外国人の子供が日本で最も多く居住する愛知県を対象に、先進的な取り組みとして乳幼児期からの早期支援を明らかにした(鳥海, 2022)。第1報では、外国人の子供の出身

地の多くはアジア及び南米であること、東京都、愛知県、神奈川県、埼玉県、大阪府、千葉県、静岡県に外国人の多くが居住する集住化と全国に拡散している散在化がみられること、不就学の外国人児童生徒が約22,000人と推定され、約3割が日本語指導を必要としていること、外国人の特別支援学級の在籍率が日本人児童生徒の2倍超であったことが挙げられた。第2報の乳幼児期からの早期支援では、愛知県の外国人親子が参加する「多文化子育てサロン」に着目した。「多文化子育てサロン」では、親子のコミュニケーションの促進や親子同士をつなぐことを基本に、乳幼児を育てている外国人県民が子育てに関する情報や地域資源を入手し、さらには地域の日本人の親子とつながる役割も担っていた。

1.2 外国人の子供の就学に関する課題

我が国に居住していても、外国人の保護者には日本の憲法第26条第2項^{注1)}及び学校教育法第16条^{注2)}による就学の義務は課されない。しかし、国際人権規約³⁾や児童の権利に関する条約⁴⁾の観点から、公立の義務教育諸学校で日本人と同様に無償で教育を受けさせることができる。一方で、法的根拠がないために、保護者が希望しなければ就学は実現されず、その後のフォローもされず、義務教育への道は閉ざされ、子供の教育を受ける権利は保障されない現実がある(小島, 2021)。

我が国で就学していない外国人の子供の数(不就学者数)は長年把握されてこなかったが、文部科学省は令和元年5月に初めて「外国人の子供の就学状況調査(外国人学校も含む)」を実施した。この調査では就学していない外国人の子供の数は、19,471

人から 22,488 人、第 2 回目の令和 3 年 5 月の調査では初回の調査より減少したものの、10,046～13,240 人と推定されている。調査が始まってもお、不就学者の数が推定に止まり正確に把握できないのはなぜなのか。「外国人の子供の就学状況調査(外国人学校も含む)」は、市町村教育委員会を対象に行われ、学齢相当の外国人の子どもの住民基本台帳上の人数を基本に就学状況が把握される。不就学者の数を明確にできない理由として以下の点が挙げられている。① 住民基本台帳に記載されていても実際には転居や出国をしている場合がある。② 就学の確認をするために、電話や家庭訪問を試みても不在であったり、連絡が取れなかったりする。これらの理由の背景には、外国人労働者に対する雇用の不安定さ等の経済的問題、就学に関する情報へのアクセシビリティの困難さ等の他、個々の多様な事情が指摘できる(鳥海, 2021)。しかし、根底にある理由は、小島(2021)が「恩恵」として通学を容認されている外国籍の児童生徒に対して正確に把握する必要がない」と指摘する国の姿勢であろう。外国人の子供の不就学問題の解決には、まず、不就学者の正確な把握が重要である(小島, 2021)。その上で外国人の子供の生活実態に即応した支援を行うことが必要とされるだろう。本報告では、以上のような課題をもつ不就学の問題について取り上げ、支援に関する考察を深めたい。

2. 目的

本報告では、外国人の子供の不就学の問題を取り上げ、就学に向けた支援の概況を明らかにし、今後の支援の在り方について検討する。

3. 方法

外国人の子供に対する就学に向けての支援に関する公的な資料を分析する。

3.1 分析対象の資料

3.1.1 文部科学省(2020a)外国人の子供の就学状況等調査結果について

3.1.2 文部科学省(2022)外国人の子供の就学状況等調査結果について

3.1.3 文部科学省(2020b)外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

3.1.4 浜松市(2022)外国人子供教育推進事業説明資料

4. 結果と考察

4.1 外国人の子供の就学状況等調査の第 1 回目(令和元年度)と第 2 回目(令和 3 年度)についての比較検討

4.1.1 調査の概要

(1) 調査基準日

第 1 回目: 令和元年 5 月 1 日

第 2 回目: 令和 3 年 5 月 1 日

(2) 調査実施期間

第 1 回目: 令和元年 5 月 16 日～6 月 14 日

第 2 回目: 令和 3 年 6 月 8 日～9 月 30 日

(3) 調査対象

第 1 回目、第 2 回目: 市町村教育委員会(特別区を含む。) 1,741 件

(4) 調査方法

第 1 回目、第 2 回目: 都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収(指定都市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収)。

4.1.2 主な調査項目

以下のように、第 1 回目と第 2 回目の調査項目はほぼ同じであった。第 2 回目では回答の選択肢が増えた項目がみられ、不就学の問題解決に必要な視点(文部科学省, 2020b)として追加されたものと推察される。

(1) 第 1 回目

1) 就学状況の把握状況

- ・学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
- ・学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

2) 就学状況の把握・就学促進の取組

- ・外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法
- ・住民登録手続きの際の就学案内の実施状況
- ・就学ガイドブック等の備付け・配布の状況
- ・学齢簿に準じるものの作成状況
- ・就学案内の送付状況
- ・就学促進に係る支援の実施状況
- ・就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

3) 各種規定の整備状況

- ・教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
- ・地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続等に関する規

定の状況

- 4) 指導體制の整備状況
- 5) 支援員等の配置状況
- 6) 教育委員会における研修の実施状況
- 7) 自由記述より
 - (2) 第 2 回目
 - 1) 就学状況の把握
 - ・学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
 - ・学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況
 - ・住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況
 - 2) 就学促進の取組
 - ・外国人の子供に関する転入等の情報の取得
 - ・住民登録手続きの際の就学案内の実施状況
 - ・就学ガイドブック等の備付け・配布の状況・記載言語
 - ・住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況
 - ・学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況
 - ・就学案内の送付状況・記載言語
 - ・就学促進に係る支援の実施状況
 - ・就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

3) 各種規定の整備状況

- ・教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
- ・地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続等に関する規定の状況

4) 自由記述

- ・外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

4.2 項目別の調査結果

本報告では、以上の調査項目から、学齢相当の外国人の子供の就学状況や就学促進の取組に関連する結果（一部）を取り上げて令和元年度と3年度とを比較した。

4.2.1 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

表1のように、感染症蔓延下にあっても外国人の児童生徒数は約1万人増加した。

4.2.2 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

外国人の子供の就学状況について、表2に令和元年度、表3に令和3年度の結果を示した。

日本の義務教育諸学校に就学する外国人の子供の数は、令和元年度調査より小学校で約11,000人、中学校で約4,700人増加した。感染症の影響を受けて国内外の移動が制限され、保護者の雇用環境が悪

表1 外国人の子どもの住民基本台帳上の人数（人）

| 年度 | 小学生 | 中学生 | 合計 |
|-------|--------|--------|---------|
| 令和元年度 | 87,033 | 36,797 | 123,830 |
| 令和3年度 | 93,474 | 39,836 | 133,310 |

表2 令和元年度「外国人の子供の就学状況調査」の結果（文部科学省、2020aを改編し作成）

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ①～⑤ | ⑥ |
|-------------------|-------------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| | 義務教育諸学校に就学 | 外国人学校に就学 | 不就学 | 出国・転居 | 把握できず | 合計 | (参考) 住民基本台帳の人数との差 |
| 小学校相当人数 (構成比%) | 68,237 (85.2%) | 3,374 (4.2%) | 399 (0.5%) | 2,204 (2.8%) | 5,892 (7.4%) | 80,106 (100%) | 6,960 |
| 中学校相当人数 (構成比%) | 28,133 (83.7%) | 1,649 (4.9%) | 231 (0.7%) | 813 (2.4%) | 2,766 (8.2%) | 33,592 (100%) | 3,223 |
| 合計人数 (構成比%) | 96,370 (84.8%) | 5,023 (4.4%) | 630 (0.6%) | 3,017 (2.7%) | 8,658 (7.6%) | 113,698 (100%) | 10,183 |

* 令和元年度不就学の可能性のある子どもの数
③+⑤+⑥= 19,471人 さらに④を加えると22,488人

化したことも推測されるが、外国人の子供の増加傾向は続いている。「③ 不就学者」については、小学校の令和3年度調査では令和元年度調査と構成比は同じであったが、人数は増加し、中学校ではやや減少した。「⑤ 就学状況を把握できず」では、小学校ではやや減少したが、中学校では若干増加した。ただし、中学校も構成比では減少している。「⑥ 住民基本台帳の人数との差」は小中学校ともに大幅に減少し、改善が認められた。

4.2.3 就学状況の把握・就学促進の取組

(1) 教育委員会の転入等の情報の取得方法

教育委員会の転入等の情報の取得については、表4に示されたように、令和3年度は令和元年度に比して「行っていない」が減少し、「① 住民登録情報を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している。」及び「② 住民登録情

報を扱う部署から自動的に共有される。」が微増し、改善が認められた。

(2) 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施

住民登録手続きの際の就学に関する説明は、表5の通り令和3年度は令和元年度より9%近く増加し、改善されつつある。

(3) 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布

就学の案内に関する資料の配布等については、表6の通り令和3年度は令和元年度より行っている自治体が増加したものの、依然として8割の自治体が行っていない。

(4) 学齢相当の外国人の子供の学籍簿に準じるものの作成状況

学籍簿に準じるものの作成は表7に示されたよう

表3 令和3年度「外国人の子供の就学状況調査」の結果（文部科学省，2022を改編し作成）

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ①～⑤ | ⑥ |
|--------------------|--------------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| | 義務教育諸学校に就学 | 外国人学校に就学 | 不就学 | 出国・転居 | 把握できず | 合計 | (参考) 住民基本台帳の人数との差 |
| 小学校相当人数 (構成比 %) | 79,270 (85.2%) | 5,260 (5.7%) | 430 (0.5%) | 2,244 (2.4%) | 5,286 (6.3%) | 93,030 (100%) | 444 |
| 中学校相当人数 (構成比 %) | 32,878 (6.7%) | 2,662 (6.7%) | 219 (0.6%) | 950 (2.4%) | 2,771 (7.0%) | 39,480 (100%) | 356 |
| 合計人数 (構成比 %) | 112,148 (84.6%) | 7,922 (6.0%) | 649 (0.5%) | 3,194 (2.4%) | 8,597 (6.5%) | 132,510 (100%) | 800 |

* 令和3年度不就学の可能性のある子どもの数

③+⑤+⑥ = 10,046人 さらに④を加えると 13,240人

表4 教育委員会の転入等の情報取得方法

| | ① | ② | ③ | ④ | 総数 |
|--------------------|----------------|------------------|---------------|-------------|-----------------|
| | 申請等の手続き | 自動的に共有 | 行っていない。 | 無回答 | |
| 令和元年度件数 (構成比 %) | 288 (16.5%) | 1,291 (74.2%) | 161 (9.2%) | 1 (0.1%) | 1,741 (100%) |
| 令和3年度件数 (構成比 %) | 309 (17.9%) | 1,355 (77.8%) | 77 (4.4%) | 0 (0%) | 1,741 (100%) |

表5 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施（複数回答）

| | ① | ② | ③ | その他 | 総数 |
|--------------------|------------------|----------------|-------------|--------------|-----------------|
| | 行っている | 行っていない | 無回答 | | |
| 令和元年度件数 (構成比 %) | 1,467 (84.3%) | 273 (15.7%) | 1 (0.1%) | 0 (0%) | 1,741 (100%) |
| 令和3年度件数 (構成比 %) | 1,622 (93.2%) | 96 (5.5%) | 0 (0%) | 23 (1.3%) | 1,741 (100%) |

に、5割に達していなかった令和元年度に比して、令和3年度は大幅に増加し、8割を越えた。作成していない理由の自由記述として、外国人の保護者には就学の義務が課されていないため、必要性がないとする意見もあり、外国人の就学義務に関する我が国の法的根拠の不在が外国人の子供の教育を受ける権利を妨げている実情が伺える。

(5) 住民基本台帳システムと連動した学籍簿システムの導入・適用状況

住民基本台帳システムと連動した学籍簿システムの導入・適用は、表8に示されたように令和元年度は7割を越えており、令和3年度はさらに増加した。一方で、導入しているも外国人の子供には適用していない自治体もあった。

(6) 就学案内の送付状況

就学案内の送付は表9のように、令和元年度より3年度の方が増加しているが、両年度とも中学校の就学案内の送付は少なく、令和3年度でも6割弱であり、送付していない自治体は2割を超える。な

お、使用言語はほとんどが日本語であり、母国語への翻訳(多言語化)が早急に求められる。

(7) 支援の実施状況

令和3年度より追加された「就園機会の確保」「健診時等の情報提供」は、他の項目と同様に、就学につながる機会として有効とされている(文部科学省, 2020c)。しかしながら、図1のように、両年度ともに支援を実施していない自治体が5割程度と最も多いのが実情である。

4.3 浜松市の取り組み

浜松市は「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」を2011年度に開始し、2013年9月に不就学ゼロを達成した実績がある。浜松市はこのような経過を経て、不就学を生まない「浜松モデル」を実施している。

4.3.1 浜松市の外国人の子供の状況

総人口約80万人、政令指定都市である浜松市には工場が多く、そこで働く外国人労働者及びその家族が外国人登録者として約2万5千人居住してい

表6 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布

| | ① 行っている | ② 行っていない | ③ 無回答 | 総数 |
|-------------------|----------------|------------------|-------------|-----------------|
| 令和元年度件数 (構成比%) | 219 (12.6%) | 1,521 (87.4%) | 1 (0.1%) | 1,741 (100%) |
| 令和3年度件数 (構成比%) | 338 (19.4%) | 1,403 (80.8%) | 0 (0%) | 1,741 (100%) |

表7 外国人の子供の学籍簿に準じるものの作成状況

| | ① 作成している | ② 一部作成している | ③ 作成していない | 無回答 | 総数 |
|-------------------|------------------|----------------|----------------|-------------|-----------------|
| 令和元年度件数 (構成比%) | 829 (47.6%) | 527 (30.3%) | 384 (22.1%) | 1 (0.1%) | 1,741 (100%) |
| 令和3年度件数 (構成比%) | 1,481 (85.1%) | 193 (11.1%) | 67 (3.8%) | 0 (0%) | 1,741 (100%) |

表8 住民基本台帳システムと連動した学籍簿システムの導入・適用状況

| | ① 導入済・適用している | ② 導入済・適用していない | ③ 導入していない | 無回答 | 総数 |
|-------------------|------------------|------------------|----------------|-------------|-----------------|
| 令和元年度件数 (構成比%) | 1,249 (71.7%) | 67 (3.8%) | 424 (24.4%) | 1 (0.1%) | 1,741 (100%) |
| 令和3年度件数 (構成比%) | 1,317 (75.6%) | 40 (2.3%) | 384 (22.1%) | 0 (0%) | 1,741 (100%) |

表中の①②は下記の通りである。

①システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している。

②システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない。

表 9 就学案内の送付状況

| | 小学校新入学相当の 子供のいる家庭 | 中学校新入学相当の 子供のいる家庭 | 送付していない | 総数 |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------|-----------------|
| 令和元年度件数 (構成比 %) | 1,095 (62.9%) | 836 (48.0%) | 644 (37.0%) | 1,741 (100%) |
| 令和3年度件数 (構成比 %) | 1,320 (75.8%) | 1,026 (58.9%) | 420 (24.1%) | 1,741 (100%) |

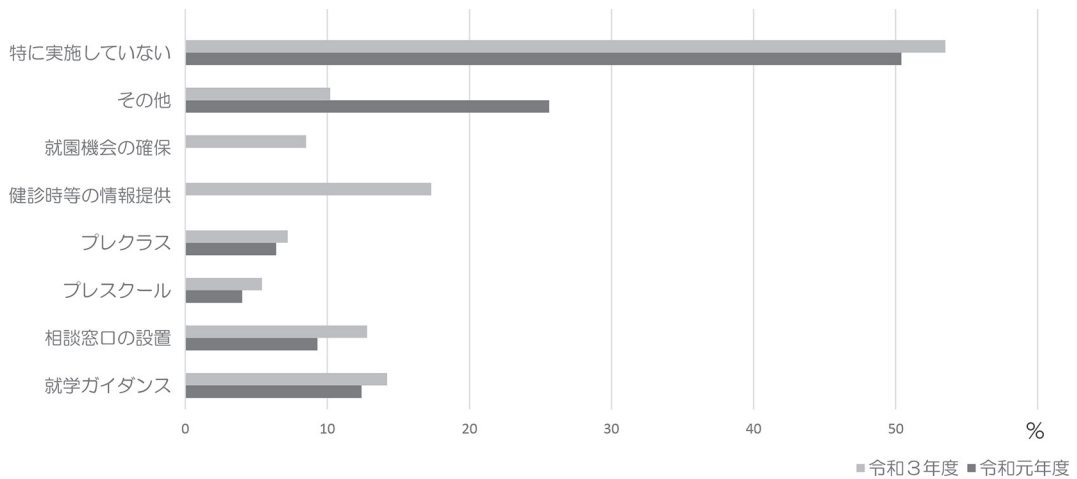


図 1 支援の実施状況 (複数回答)

* 令和3年度調査より「就園機会の確保」「健診時の情報提供」が追加されたので、平成元年度のデータは無い。

る。外国籍児童生徒は、令和4年5月1日現在1,846人(小学校1,251人、中学校595人)が学校に在籍し、国籍は、ブラジル(46.7%)、フィリピン(16.1%)、ベトナム(11.3%)、ペルー(10.0%)で8割以上を占めている。全体では30カ国、使用言語は24言語にも及ぶ。市内の小中学校の84.9%に外国人児童生徒が在籍し、1~9人在籍する学校が54.0%、30人以上在籍する学校が15.1%存在する。永住化を希望する外国人も増加しており、令和4年度に入学した小学校1年生の77.0%は日本で生まれ育っている。

4.3.2 浜松市における「浜松モデル」の概要

(1) 完全不就学者の把握

住民基本台帳と学齢簿システムを連動し、学齢期の外国人の子供の就学状況を把握する仕組みを整備し、浜松市内に居住する学齢期の外国人登録者から公立学校、私立学校、外国人学校在籍していない子供について、就学状況や居住実態を徹底的に調査している。不就学と推定される全家庭を土日や夜間も含めて複数回訪問、さらには入国管理局で出国確

認を行い、完全不就学者を把握している。転入者や退学者については2カ月毎に調査を実施し、就学状況の把握と現地訪問等を継続している。

(2) 完全不就学の原因の把握

完全不就学者の家庭を通訳と共に訪問し、来日時期、子供の就学歴、就学の意思、今後の滞在予定を調査する。この調査では、不就学の原因を明らかにしながら、保護者と共に確実に就学につながる支援を考えられるよう、各家庭の事情に応じた丁寧な対応を実施している。

*上記(1)(2)に見られる不就学者へのきめ細かな対応は、浜松市国際課の委託を受けて公益財団法人浜松国際交流協会^{注5)}が実行している。

(3) 学習の機会を確実にするための就学案内

1) 浜松市への転入者が住民登録手続きをする時に「ウェルカムバック」を渡し、その中に就学手続きのちらし(外国語版)を入れ、教育総合支援センターを紹介している。教育総合支援センターには外国人支援、発達支援、相談の3つのグループがあり、ワンストップ相談を可能にしている。外国人の

子供の教育は、主に外国人支援グループが対応し、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、フランス語、中国語に対応できる相談員等が常駐している。市内の学校に国外や外国人学校から編入する場合や浜松市外から転入してくる場合には、教育総合支援センターでの聞き取り・就学ガイダンス（氏名・勤務先・連絡先・就学歴・来日歴・移動歴・宗教・健康状態・アレルギー・発達障害・日本語能力などの聞き取り、日本の学校のシステム・学校の決まり・学校生活に必要なもの・就学援助制度などの説明）を実施した後、健康安全課（結核検査）や教育総務課（学籍）につなぐ。公立学校だけでなく、私立学校や外国人学校も含めて幅広く就学案内を行い、就学を勧めている。すぐ就学しない場合にも日本語を学ぶ場（NPO 法人など）を紹介している（文部科学省，2019）。

2) 新 1 年生の保護者や本人に向けた入学準備ガイダンスとして、入学式の意味・入学に必要なもの・入学式の服装・入学後すぐある行事・提出物の説明等をプレスクールの中で行う。

3) 公立小中学校において、不就学を防ぐために、日本語学習支援や母国語による初期適応支援（バイリンガル支援者による取り出し指導・入り込みの支援）を実施する。バイリンガル支援者は、あいさつの仕方・教科学習の内容・体の不調を伝える日本語・ひらがなの読み・時間割や給食の意味・実技系科目・学校の習慣などを 10 日間教え、さらに必要に応じて週 2、3 日教室に入り込んで支援する。また、外国人の子供が日本語を流暢にしゃべるようになって、母語を忘れず、アイデンティティを形成するための母語教室も開催している。

4) 子ども心の問題に対応するために、希望する外国人学校にカウンセラー（日本人心理士と通訳）を派遣する。

5) 行政機関だけでなく、外国人学校や民生児童委員など関係機関と協働するオール浜松体制で浜松モデルを推進する。

外国人の子供の就学促進に関する先進事例とされる自治体の取り組みについて、文部科学省（2020b）は以下のポイントを挙げており、浜松モデルは全て該当している。

- ①住民登録窓口で就学案内の配布や教育委員会を案内し、行政窓口での手続きの機会を有効に活用している。多言語対応や通訳の活用も実施している。
- ②保護者や子供に寄り添いながら行われる教育委

員会における就学手続きについて、就学への不安を解消するために、通訳など外国人への支援体制が整備されている。

- ③新 1 年生に対して多文化共生担当部局と連携して外国語の就学案内を作成し、郵送するだけではなく、入学希望の返信がない場合には電話や家庭訪問にて確認する。
- ④新 1 年生に対しての就学時健康診断の機会を捉えて就学を促進する（就学ガイダンス・教育相談・日本語能力のチェック等）。
- ⑤関係部局、外国人学校、出入国在留管理局等を通じて情報を把握する。
- ⑥不就学や就学状況が不明な子供に対して、電話や家庭訪問によって就学状況を確認し、就学を促進する（通訳の同行、入学後のサポートの説明等）。
- ⑦就学決定後、円滑な学校生活への適応に向けた支援（初期指導教室等）を行う。
- ⑧県による就学状況調査を実施し、市町村の就学状況調査の円滑化を図る。
- ⑨関係部局（住民基本台帳担当・国際担当・福祉担当等）や関係機関等（国際交流機関等）と連携する。

以上のように、外国人の子供の教育に対して先進的とされる自治体の取り組みでは、多様な支援を用意するとともに、それらの支援が有効に機能するように、外国人家庭に寄り添った幾重にも丁寧な対応が用意されている。外国人の子供の不就学の問題を解決するためには、まず、不就学の実態を明らかにする徹底した調査が不可欠である。その上で、それぞれの家庭における不就学の理由に沿ったきめ細やかな支援を地道に行っていく必要がある。

外国人の子供の不就学問題は、多様な人々と共生し、グローバル社会を目指す日本の社会に対して、国籍に関係なく子供の教育権を保障する良識が問われている。

注釈)

- 1) 憲法第 26 条第 2 項：すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 2) 学校教育法第 16 条：保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後

見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

- 3) 国際人権規約第13条:1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める(以下、省略)。2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする(以下、省略)。
- 4) 児童の権利に関する条約第28条:1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するために、特に、(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする(以下、省略)。
- 5) 公益財団法人浜松国際交流協会:1982年に任意団体として設立され、外国人のための日本語講座や相談を実施してきた。1991年10月財団法人浜松国際交流協会を経て、2010年12月より公益財団法人浜松国際交流協会に改組され、2011年から浜松市、浜松市教育委員会、外国人学校、発達相談支援センターと連携し、外国人の子供の不就学問題に取り組んでいる。同協会では外国人の子供の就学状況の調査を徹底して行っている。令和3年度の事業報告書によれば、新小学校1年生、次年度新中学校1年生、転入者、退学者計189人を調査対象とし、全員の情報が把握されていた。189人の中で訪問調査等により居住実態がなく、転居、転出、帰国していた子どもが47人、浜松市に居住が確認できたのが142人。その内、95人は調査や支援により就学が確認でき、7人は2人が教育委員会の相談を通して手続きが進んでおり、4人は母国の通信教育を家庭で受けており、1人は母国や外国人学校で中学校を卒業していた。就学が確認できなかった実質不就学者40人について、29人は就学支援教室や学習施設等に在籍していたが、11人は在籍が無かった。その後の対応に

より、年度末には不就学者は16人になり、前年度から継続の不就学者6人を加えた22人についての調査では、就学支援教室等にも在籍が無く、就学、転出、帰国の予定もない者は1人であった。以上のように、同協会では一人一人の就学状況を明らかにし、丁寧に対応している。

引用・参考文献

- 1) 浜松市教育委員会(2022)外国人子供教育推進事業説明資料
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/85593/r4gaikokujinjigyoyou.pdf> (2022年12月20日閲覧)
- 2) 小島祥美(2021)外国籍の子供の不就学ゼロに向けた教育支援の在り方—「誰ひとり取り残さない」ために自治体ができる教育施策の提案—。都市とガバナンス, 35, 28-36.
- 3) 公益財団法人浜松交際交流会(2022)令和3年度事業報告書
- 4) 文部科学省(2019)有識者会議資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2019/07/29/1419667_02.pdf (2022年12月20日閲覧)
- 5) 文部科学省(2020a)外国人の子供の就学状況調査結果について
- 6) 文部科学省(2020b)外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例
- 7) 文部科学省(2020c)外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針
- 8) 文部科学省(2022)外国人の子供の就学状況等調査結果について
- 9) 鳥海順子(2021)外国人児童生徒の特別な教育的ニーズに関する研究. 大妻女子大学家政系紀要, 57, 85-93.
- 10) 鳥海順子(2022)日本に在住する外国人の子供に対する支援の研究(Ⅰ)乳幼児期の支援. 大妻女子大学家政系紀要, 58, 91-98.